

農地法第3条の許可申請についての添付書類

共通の添付書類

- ☐ 申請書2部 ……押印が必要。押印省略の場合は、申請者の写真付き身分証明書の写しを添付する。
- ☐ 農業委員又は農地利用最適化推進委員の確認書 ……各委員は市農業委員会 HP に掲載
- ☐ 法人にあつては、定款(宗教法人は規則、地縁による団体は規約)又は法人登記簿謄本
- ☐ 土地全部事項証明(登記簿) ……申請地全ての筆について、法務局で交付を受けてください。
- ☐ 譲受人の住民票(農地等の所有者と利用者が同一世帯である場合には、それを示す世帯の住民票)
- ☐ 位置図(当該地付近の状況を示す図面) ……縮尺 10,000 分の 1～50,000 分の 1 程度の白図等に申請位置、方位、縮尺を表示してください。
- ☐ 申請土地付近の現況を示す図面 ……住宅地図等に申請位置を表示(色囲み等)してください。
- ☐ 土地の公図 ……法務局または税務課で交付を受けてください。

その他必要書類

- ☐ 別に耕作者がいる農地の所有権等の権利を取得しようとする者が、その小作農以外の者である場合には次のいずれかの書類。(農業者年金の為に経営移譲をしている場合はご注意下さい。)
 - ア. 土地所有権移転同意書
 - イ. 農地法第 18 条の解約書
 - ウ. その他、同意がいない旨を証する書類
- ☐ 申請者が制限能力者(未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人)の場合は、親権者・後見人等が申請し、親権者・後見人等であることを証する書類を添付する。
- ☐ 譲渡人の住所が登記簿謄本と異なる場合は、譲渡人の住民票。
- ☐ 譲受人が他市町村に農地を耕作している場合は、その各市町村農業委員会の耕作証明。
- ☐ 相続登記が未済の場合、相続を証する書面(戸籍謄本)、他の相続人の相続放棄を証する書面又は相続分不存在証明書及び相続関係説明図。
- ☐ 一筆の内の一部を申請する場合は地積測量図。
- ☐ 新規営農の場合(裏面もご覧ください)
 - ①一般の申請書や添付書類に加えて別途、確認書や営農計画書を添えて事前にご相談ください。
- ☐ 一般法人の場合(裏面もご覧ください)
 - ①一般の申請書や添付書類に加えて別途、確認書や営農計画書を添えて事前にご相談ください。
 - ②下記の事項が明記された解除条件付き貸借契約書(写し可、必ず押印が必要)
 - ・農地等を明け渡す際の原状回復の義務は誰にあるか
 - ・原状回復の費用はだれが負担するのか
 - ・原状回復がされないときの損害賠償の取り決め
 - ・貸借期間の中途の契約終了時における違約金の取り決め

裏面もご覧ください

＜留意事項(必ずお読みください)＞

※認定農業者等の方が農振区域内の農用地に指定されている農地を取得する場合は、農地中間管理事業の推進に基づき所得税の控除が受けられる場合があります。その場合は申請方法が変わりますので、事前に確認して下さい。

※農業者年金（経営移譲年金）受給者の方は、年金が支給停止（減額）になる場合があります。

※相続税、贈与税の納税猶予中の方は、猶予が取り消される場合があります。

※農業経営状況、通作距離から見て、取得後の農地が効率的に耕作される必要があります。

※新規営農者等からの申請について

令和5年4月より、意欲をもって農業経営を行う場合は、経営規模の大小にかかわらず、農地を貸借・取得することが可能となりました。営農力や営農する意思、投機目的や資産保有目的による取得等でないことを確認し、就農後の支援の参考とするため、「営農計画書」及び「確認書」を提出していただき、事前にヒアリングを実施しています。

また、必要に応じて事務局や委員が現地確認を実施し、農地状況や農機具の所有状況（リースまたは取得予定の場合は、契約書や購入先、取得時期等）について確認します。

ヒアリングの実施から許可まで

- 1.事務局にて事前相談
- 2.「営農計画書」や「確認書」の提出
- 3.農業委員及び農地利用最適化推進委員への意見照会（ヒアリング立ち合い希望の確認）
- 4.ヒアリング・現地確認
- 5.許可申請
- 6.農業委員会で審議
- 7.許可